

九州まちづくり賞規則

(目的)

第1条 この賞の目的は、まちづくりおよび都市計画の進歩・発展に著しい貢献をしたすぐれた成果または実績を表彰することにより、これをたたえ、九州支部地域の都市計画の発展を企図することにある。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、九州まちづくり賞という。

(規定事項)

第3条 この規則は、授与に関する基本事項を規定する。

(授賞の対象)

第4条 授賞の対象は、まちづくりに関する調査、計画、設計、事業および、まちづくりの活動の成果または実績などを通じて、都市計画の進歩・発展に顕著な貢献をしたもの、または、すぐれた特色を有する画期的な成果または実績であると認められるもので、支部会員または賛助会員が直接関与したもの、もしくは推薦したものとする。

(公募と応募)

第5条 支部は、九州まちづくり賞候補を公募する。

2. 前項による応募は、会員の自薦または推薦により行う。

(九州まちづくり賞選考委員会)

第6条 支部に九州まちづくり賞選考委員会（以下「委員会」という）をおく。

2. 委員会の構成は、委員8名程度とする。
3. 委員は、支部所属の正会員の中から幹事会において選出し、支部長が委嘱する。なお選出に当たっては会員数等の地域バランスを考慮する。
4. 委員の任期は2年とする。
5. 委員会に委員長をおく。委員長は委員の互選により決定する。
6. 委員会運営に必要な事項については、別に定める要項による。

(賞の手続きと決定)

第7条 幹事会は委員会の答申を受けて九州まちづくり賞を決定する。

(表彰の時期・方法)

第8条 九州まちづくり賞の表彰は、原則として毎年1回通常支部総会において賞状等を授与して行う。

(その他)

第9条 その他必要な事項は幹事会が定める。

附則

(施行期日)

1. この規則は、2014年4月5日から施行する。
2. 第6条4項に規定する委員の任期は初回においては半数程度を任期1年とする。

九州まちづくり賞選考委員会運営要項

(規定事項)

第1条 この要項は、九州まちづくり賞規則（以下「規則」という）第6条に定める九州まちづくり賞選考委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項を規定する。

(選考の方法)

第2条 規則第4条に定める授賞の対象となる候補を次の各項目を満たすものとして選考する。選考の対象となるものは、まちづくりに関する調査、計画、設計、事業および、まちづくり活動の成果および実績などとする。

2. 選考の対象となるものは、支部の個人会員または賛助会員（以下「会員」という）が直接関与したもの、もしくは会員が推薦する過去3年以内の成果または実績とする。
3. 選考の対象となるものは、都市計画の進歩・発展に顕著な貢献をなしたものと認められる成果または実績、もしくは、すぐれた特色を有する画期的な成果または実績であると認められるものとする。

(委員会の開催、定足数、及び議決等)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は委員の過半数をもって開催する。
3. 議決は賛成多数を持って決する。賛否同数の場合は委員長が決する。
4. 電子メールによる委員会の開催も可とする。委員は、必要に応じて文書をもって委員の意見を述べることができる。

(委員の補充)

第4条 委員に欠員が生じたときは、支部長は委員を補充することができる。

2. 委員を補充したときは、支部長は幹事会に報告しなければならない。

(公募)

第5条 委員長は九州まちづくり賞候補を公募するため、募集要項を策定し、速やかに支部長に提出する。

2. 支部長は、前項の募集要項を会員に周知しなければならない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、選考に資するため関係者から意見を聴取することができる。

(授章候補の決定)

第7条 委員会は、3件程度の授賞候補を決定し、決定理由を付して毎年2月幹事会に答申する。

(委員会の記録)

第8条 委員会は、委員会に関する事項を記録するものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項は委員会が定める。

附則

(施行期日)

1. この要項は、2014年4月5日から施行する。